

小田原市監査委員公表第12号

平成27年12月28日

小田原市監査委員 岡本重治  
 小田原市監査委員 井上久嘉  
 小田原市監査委員 鈴木紀雄

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成27年6月26日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	行政財産の目的外使用料の歳入科目を財産運用収入としていた。(地域安全課)	当該目的外使用料の歳入科目については、財産運用収入から総務使用料へ改めた。今後は、収入の際、歳入科目をきちんと確認し、適正な事務の執行を行う。
2	規則で定める占用料の徴収時期である占用の許可の日に徴収を行っていなかった。(水産海浜課)	年度ごとに許可の切替え時において、規則上の徴収時期の規定が制度運用の実態と乖離していたことから、今回のような事態を招いてしまった。 このため、総務課と調整を行い、無理のない徴収時期を設定するための規則改正を行う予定である。
3	行政財産の目的外使用料の納付期限について、条例で定める範囲を超えて設定していたものや、設定のないものが見受けられた。(地域安全課、戸籍住民課、文化財課、水産海浜課)	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例について確認を徹底するとともに、再発防止に努める。

小田原市監査委員公表第4号

平成28年3月30日

小田原市監査委員 岡本重治  
 小田原市監査委員 井上久嘉  
 小田原市監査委員 鈴木紀雄

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成27年12月28日付け監査第50号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	契約書の消費税及び地方消費税の額の記載欄に誤った金額が記載されているものが見受けられた。(高齢介護課)	当該契約書については、直ちに作成し直した。 今後は、契約事務に細心の注意を払い、記載誤りのないよう再確認を行い、適正な事務を執行していく。
2	施設管理の所管換えにおいて、規則で定める財産の引継ぎが、行われていなかった。(高齢介護課)	財産規則に則り、速やかに書面にて引継ぎを行った。 今後は、条例・規則等を確認し、事務処理に漏れのないよう適正な事務を執行していく。
3	行政財産の目的外使用料の減免が通達で定められた部長ではなく課長で決裁されていた。(地域政策課)	事務の執行にあたっては、関係法令等についての確認を徹底するとともに、確認すべき条例や通達等のチェック欄を設けた行政財産の目的外使用許可状況一覧を作成し、今後の誤謬防止を図る。

小田原市監査委員公表第7号

平成28年7月5日

小田原市監査委員 岡本重治  
 小田原市監査委員 数馬勝  
 小田原市監査委員 大川裕

監査結果に基づき市長等が講じた措置の公表

平成28年3月29日付け監査第67号の監査結果に基づき市長及び選挙管理委員会が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>非常勤特別職に相当すると思われる職に対して、勤務に対する対価を報酬ではなく報償費で支出していた。(職員課・教育指導課)</p>	<p>産業医を非常勤特別職に位置づけ、平成29年度当初予算編成時において、当該支出費目を報酬として予算要求する。</p> <p>部活動地域指導者は、委嘱状を交付するという事務誤りをしており、平成28年度からは委嘱状は交付せず、部活動顧問の協力者としての依頼をする方法に改める。</p> <p>特別支援教育相談室心理相談員については、平成29年度予算概算要求の段階から見直し、非常勤特別職職員として委嘱するよう変更する。</p>
2	<p>臨時的職員の任用について、任用時の決裁に添付する被雇用者の履歴書や通勤届に不備がある事例が複数の課で見受けられたので、適切に事務を執行されたい。</p> <p>また、「小田原市職員の給与に関する条例施行規則」及び「臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱要綱」の条文において、引用した「小田原市</p>	<p>前段については、臨時的任用職員を多く雇用している所管との意見交換を踏まえ、事務改善が過重な負担とならないよう調整し、平成28年度秋を目途に対応を図る。</p> <p>後段の「小田原市職員の給与に関する条例施行規則」及び「臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱要綱」の条ズレについては、改正済み。</p>

	職員の給与に関する条例」の条ズレが見受けられたので、適切な対応を図りたい。(職員課)	
3	補助金交付事務について、交付申請書が要綱で定める提出期限を過ぎて提出されているものがあった。(文化政策課)	補助金交付申請団体に対し補助金交付要綱の内容を改めて説明を行い、特に交付申請書類については提出期限を厳守するよう指導を行った。また、補助金交付に当たっては複数の職員で書類審査を行い、適正な事務の執行に努める。
4	未来へつながる学校づくり推進事業において、申請者と決定通知書のあて名が違っていたり、計画書を提出日が空欄のまま受理したりしているなど、不適切な事務手続きを行っていた。(教育指導課)	申請者と決定通知書のあて名とは同一の団体であるにも関わらず、あて名の記載誤りがあった点、計画書の提出日が空欄のまま受理されるなど事務の不備があった点について、ただちに修正した。平成28年度からは、複数名で申請書、計画書、決定通知書を確認するなどチェック体制を強化していく。
5	労働者派遣契約において、契約約款で定めている個別契約書の締結を行っていなかった。(選挙管理委員会事務局)	今後は、契約条項の確認を徹底し、契約条項に則った適正な契約事務の執行に努める。

小田原市監査委員公表第6号

平成29年5月26日

小田原市監査委員 岡本重治  
小田原市監査委員 数馬勝  
小田原市監査委員 木村正彦

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成28年3月29日付け監査第67号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	道路及び水路占用料について、条例で定める期限内に督促状を発していなかった。(土木管理課)	督促について、納期限後30日以内に督促状を発していたが、納期限後20日以内に督促状を発するよう改善した。